

紫波警察署庁舎等整備事業
事前評価関係資料

- 1 大規模施設整備事業 事前評価の概要
- 2 大規模施設整備事業 事前評価調書 等

大規模施設整備事業事前評価調書の概要

(紫波警察署庁舎等整備事業)

担当部課：警察本部会計課

1 事業概要 (所在市町村：紫波町)

- 事業目的： 老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊本隊の2庁舎及び証拠品センター（新設）を効率性、経済性の観点から一体整備し、施設の機能向上と防災拠点としての機能維持による治安基盤の強化を図り、事故や犯罪が少ない安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。
- 事業内容： 建設予定地及び施設の概要
 - ・ 建設予定地 紫波町桜町字大坪51番2ほか 約8,230㎡
 - ・ 施設の概要 鉄筋コンクリート造 4階建（警察署、交通機動隊）
※2庁舎は別棟とせず、合築により整備する。
延べ床面積 約4,336㎡（庁舎棟、車庫棟、付属棟合計）
交機隊訓練コース 約2,250㎡
- 事業期間： R5年度 ～ R12年度
- 総事業費： 2,931百万円
- 経緯：
 - S47年3月 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎を建設
 - S49年3月 紫波警察署庁舎を建設
 - H26年3月 自治体の合併など治安を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた警察力を最大限有効活用するために必要な対応方策を検討するため、岩手県警察 警察署再編等長期構想策定委員会を設置
 - H26年12月 紫波警察署庁舎などの建て替えを盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計画案を策定
 - H27年12月 紫波警察署庁舎の建て替え、交通機動隊本隊・直轄隊庁舎の移転・併設と証拠品センターを併設すること等を盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計画を決定
 - R3年3月 紫波警察署等庁舎整備事業基本構想を策定
 - R3年11月 PPP/PFI手法導入評価会議において、従来手法による実施検討が適当と決定

2 事業の必要性等

- 紫波警察署庁舎は、S49年に建築され築48年が経過し老朽・狭隘化が著しく、今後、治安基盤としての機能維持が困難であることから、現在必要とされる警察署の機能を満たした庁舎を整備する必要がある。
- 交通機動隊本隊庁舎は、S47年に建築され築50年が経過し老朽・狭隘化が著しいほか、敷地が狭隘なため訓練スペースも不足しており、また、再三にわたり大雨による水害に見舞われ災害警備出動に支障を来すなどしているため、早期に移転整備する必要がある。
- 証拠品センターは、人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延伸に伴い、長期にわたる証拠品の保管が必要となり、各警察署での保管に量的な限界が生じることから、各警察署の証拠品を一括して保管管理する専用施設として整備する必要がある。

3 環境保全と景観への配慮

- 施設の高断熱化、冷暖房設備の負荷軽減及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然エネルギーの活用などによりCO₂の排出を抑制する。
- 周辺の街並みと調和に配慮し、地域に親しまれる施設とするよう計画している。
- 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施する。

4 総合評価

紫波警察署は、警察法その他関係法令により「紫波郡内における安全・安心」を確保するために設置しているものである。しかし、施設の老朽・狭隘化が著しいため警察署庁舎に備えるべき標準的な設備が整っておらず治安基盤としての機能維持が困難な状況にある。

交通機動隊は、洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する危険性があることから、移転整備の必要に迫られており、「岩手県警察 警察署再編等長期計画」に基づき、一体整備に向けた取組を確実に推進することとしている。

以上のことから、事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の観点からも、支障となる要因は無いことから、事業実施が妥当であると判断した。

施設の名称	紫波警察署、交通機動隊本隊・直轄隊、証拠品センター		
担当部課名	警察本部会計課	建設予定地	紫波町
県の計画との関連	計画：いわて県民計画（2019～2028） （政策）V安全 （政策項目）No.28 事故や犯罪が少なく、 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます （具体的な推進方策）治安基盤の強化		
事業概要	(1) 事業目的 老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊本隊の2庁舎及び証拠品センター（新設）を効率性、経済性の観点から一体整備し、施設の機能向上及び防災拠点としての機能維持による治安基盤の強化により、事故や犯罪が少ない安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。		
	(2) 事業の特徴 紫波警察署庁舎の建て替えに合わせ、交通機動隊本隊・直轄隊（移転）並びに証拠品センター（新設）を一体的に整備することにより、県財政負担の軽減のほか、施設の機能向上と治安及び防災拠点としての機能維持・強化を図る。		
	(3) 事業目標 ア 目標		
	イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 R3年に策定した「紫波警察署等庁舎整備事業基本構想」において想定している竣工年度をもとに設定した。		
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢 安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することについては、地域における防犯活動促進のほか、消費生活相談体制や治安基盤の強化などの取組を進めており、刑法犯認知件数は減少傾向にあるほか、全国に比べ高い割合だった無施錠被害率も一定の改善が見られ、特殊詐欺被害も減少傾向にある。一方で無施錠による盗難被害や特殊詐欺の予兆と思われる事案が後を絶たないなど、引き続き県民の防犯意識の向上を図る必要がある。 また、交通事故についても発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、依然として全事故に占める高齢者の割合が高いことなど、引き続き抑止対策を推進する必要がある。 さらに、異常気象などによる自然災害が頻発しており、災害発生時において治安・防災拠点となる警察施設の機能継続及び強化の必要がある。			

	(5) これまでの経緯 S47年3月 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎を建設 S49年3月 紫波警察署庁舎を建設 H26年3月 自治体の合併など治安を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた警察力を最大限有効活用するために必要な対応方策を検討するため、岩手県警察 警察署再編等長期構想策定委員会を設置 H26年12月 紫波警察署庁舎などの建て替えを盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計画案を策定 H27年12月 紫波警察署庁舎の建て替え、交通機動隊本隊・直轄隊庁舎の移転・併設と証拠品センターを併設すること等を盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計画を決定 R3年3月 紫波警察署等庁舎整備事業基本構想を策定 R3年11月 PPP/PFI 手法導入評価会議において、従来手法による実施検討が適当と決定																																			
	(6) 事業の内容 ア 事業主体 岩手県 イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等） (ア) 建設予定地 ・ 紫波町の現在地及び宿舍用地（県有地） ※同一敷地内の宿舍を解体撤去 ・ 隣接する町有地（旧紫波消防署跡地） (イ) 敷地面積 約8,230㎡ (ウ) 施設規模（想定＝基本設計前）																																			
事業概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延床面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎棟</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>4階</td> <td>3,074㎡</td> <td>警察署、交機隊</td> </tr> <tr> <td>車庫棟（警察署）</td> <td>鉄骨造</td> <td>2階</td> <td>854㎡</td> <td>車庫、倉庫、証拠品センター</td> </tr> <tr> <td>車庫棟（交機隊）</td> <td>鉄骨造</td> <td>1階</td> <td>367㎡</td> <td>車庫、機材庫</td> </tr> <tr> <td>付属棟</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>41㎡</td> <td>ゴミ置場、駐輪場、受水槽室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>4,336㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交機隊訓練コース</td> <td>外構</td> <td>—</td> <td>2,250㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	構造	階数	延床面積	備考	庁舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	3,074㎡	警察署、交機隊	車庫棟（警察署）	鉄骨造	2階	854㎡	車庫、倉庫、証拠品センター	車庫棟（交機隊）	鉄骨造	1階	367㎡	車庫、機材庫	付属棟	—	—	41㎡	ゴミ置場、駐輪場、受水槽室	合計			4,336㎡		交機隊訓練コース	外構	—	2,250㎡	
区分	構造	階数	延床面積	備考																																
庁舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	3,074㎡	警察署、交機隊																																
車庫棟（警察署）	鉄骨造	2階	854㎡	車庫、倉庫、証拠品センター																																
車庫棟（交機隊）	鉄骨造	1階	367㎡	車庫、機材庫																																
付属棟	—	—	41㎡	ゴミ置場、駐輪場、受水槽室																																
合計			4,336㎡																																	
交機隊訓練コース	外構	—	2,250㎡																																	
	ウ スケジュール（基本構想段階でのスケジュールであり、変更もあり得る。） (ア) 計画期間 R5年度～R12年度 (イ) 今後のスケジュール R5年度～R6年度 基本設計・実施設計 R6年度 用地購入 R7年度 宿舍解体 R7年度～R9年度 建築工事（第1期）、警察署運用開始 R9年度 既存施設解体（警察署） R10年度 建築工事（第2期）、交機隊運用開始 R11年度 既存施設解体（交機隊） R12年度 用地測量等（交機隊跡地）																																			

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地購入費	建築工事費	解体工事費	設計費	その他
2,931	95	2,279	232	167	158

イ 年度別事業計画

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
67	209	100	1,202	1,016	292	44	1

ウ 財源

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
437		528	1,966

事業概要

エ コスト縮減への取り組み

- ・ 警察署、交通機動隊及び証拠品センターの各庁舎を同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- ・ 警察署等現在地（県有地）を活用し、総事業費を抑制する。
- ・ 現交通機動隊（県有地）の敷地売却による収入財源が見込まれる。
- ・ 耐久性に優れた材料を躯体・外装・内装・設備材料等に採用するとともに、躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える計画とし、施設の総合的な長寿命化を図ることによりライフサイクルコストを抑制する。

概要

オ 収支計画

整備事業費に関連しないものであるが、通常業務における収支見込を算出した。

- ・ 収入見込 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料（道路交通法関係手数料等）
- ・ 支出見込 人件費、管理運営費（消耗品費、光熱水費、施設維持管理費等）
- ・ 収支計画 (千円)

区分	内訳	R9年度
収入	手数料	25,907
	計	25,907
支出	人件費	700,299
	管理運営費	40,353
	計	740,652

※警察署運用開始初年度。

※収支は、令和10年度以降も同水準で推移する見込み。

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <p>いわて県民計画（2019～2028）の政策項目No.28「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」における主な取組内容として、「治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、地域の実態に即した体制の見直しと治安維持拠点である警察施設の整備を進めるとともに、警察装備等の整備、交番相談員の配置による交番機能や、事件・事故や災害等の発生現場における早期情報収集機能の充実を図るなど、治安基盤を強化します。」としており、本事業も老朽・狭隘化した警察施設を機能向上させて建て替え整備することで、治安基盤の強化を図るもの。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紫波警察署庁舎は、S49年に建築され築48年が経過し老朽・狭隘化が著しく、今後、治安基盤としての機能維持が困難であることから、現在必要とされる警察署の機能を満たした庁舎を整備する必要がある。 ・ 交通機動隊本隊庁舎は、S47年に建築され築50年が経過し老朽・狭隘化が著しいほか、敷地が狭隘なため訓練スペースも不足しており、また、再三にわたり大雨による水害に見舞われ災害警備出動に支障を来すなどしているため、早期に移転整備する必要がある。 ・ 証拠品センターは、人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延伸に伴い、長期にわたる証拠品の保管が必要となり、各警察署での保管に量的な限界が生じることから、各警察署の証拠品を一括して保管管理する専用施設として整備する必要がある。 <p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>警察署は、警察法第36条、同法第53条、警察法施行令第5条、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例により県が設置、管理する施設である。</p> <p>交通機動隊及び証拠品センター（刑事部の所掌）は、警察法第36条、同法第47条により県に置かれる警察本部に、岩手県警察本部組織条例及び同規則により岩手県警察の内部組織として定めていることから県が設置、管理する施設である。</p> <p>以上のことから、各施設の適正な機能維持は、県が実施しなければならない。</p> <p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現警察署庁舎は、県内で最も建築年が古い警察署庁舎であり、現在必要とされる警察署の機能を十分に満たしていないことから、早急に建て替える必要がある。 ・ 現交通機動隊は、庁舎の老朽・狭隘、敷地狭隘のほか、北上川洪水想定浸水区域内であり、再三に渡る大雨冠水を受けて警察活動に支障を来していることから、治安維持拠点としての機能喪失を回避するため、早急に移転整備する必要がある。 ・ 各警察署の長期保管を必要とする証拠品を一括保管管理する専用施設の早期確保により、治安基盤の充実・強化を図る必要がある。
--------	--

施 設 計 画 の 妥 当 性	(1) 規模の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎面積は、警察庁の警察署庁舎新築算定基準のほか、H29年以降に新築した警察署庁舎面積を参考に過大な面積とならないよう配慮しており、規模は妥当である。 ・ 敷地面積は、現在地及び隣接する町有地を取得しての現地建替であり、必要最小限となっている。 ・ 交通機動隊の訓練場（慣熟走行コース、トライアルコース）の整備に必要な面積確保のため、現在、警察署と同一敷地内に立地する老朽化が著しく、入居率が低調な宿舎を廃止し、先行解体する。 ・ 証拠品センターについて、岩手県の整備事例がないため、東北管内他県警での同種事例を参考とした。
	(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等） <p>警察業務は、その特殊性から警察施設以外で実施することが困難であることから、活用できる他の既存施設や類似施設はないこと。</p> <p>特に留置施設及び取調室は、警察特有の施設であり他の代替施設はないこと。</p>
	(3) 建設予定地選定の妥当性 <p>ア 検討した候補地 紫波警察署現在地及び紫波消防署跡地（紫波町桜町字大坪 51 番 2 ほか）</p> <p>イ 選定理由 警察法施行令第 5 条第 2 項において、「警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他事情を参酌して決定すること。」とされており、当該条件を満たす下記事項により選定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紫波町の中心部に位置し、JR 駅、紫波町役場など官公署も近接していること。 ・ 洪水浸水、土砂災害の危険区域指定外であり、治安・防災拠点施設として被災のおそれがないこと。 ・ 災害時、主要道路へのアクセスが良好であり、管轄区域への早期臨場、警察活動が可能であること。 ・ 既存の県有地を活用するとともに、隣接する町有地を確保することで施設整備に必要な面積を確保できること。
	(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等） <p>利用者の利便性に配慮するため、次の事項を盛り込み、基本設計、実施設計の段階で具体的に計画していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び敷地内のバリアフリー化。 ・ 分かりやすい建物及び諸室の配置と案内サインなどの充実。

環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設予定地の現況は、現在地及び旧紫波消防署跡地（町有地）である。 岩手県自然環境保全指針では、Eランク（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。 <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の高断熱化、冷暖房設備の負荷軽減及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然エネルギーの活用などによりCO₂の排出を抑制する。 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取り組みを実施する。 		
	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>ア 岩手県景観条例において、一般地域（市街地景観地区）とされている。</p> <p>イ 建設予定地は、県景観条例に係る「景観形成重点地域」に指定されていないが、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みと調和を図り、地域に親しまれる施設とするよう計画している。</p>		
総合評価	<p>(1) 総合評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">対応方針案</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 () () </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>紫波警察署は、警察法その他関係法令により「紫波郡内における安全・安心」を確保するために設置しているものである。しかし、施設の老朽・狭隘化が著しいため警察署庁舎に備えるべき標準的な設備が整っておらず治安基盤としての機能維持が困難な状況にある。</p> <p>交通機動隊は、洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する危険性があることから、移転整備の必要に迫られており、「岩手県警察 警察署再編等長期計画」に基づき、一体整備に向けた取組を確実に推進することとしている。</p> <p>以上のことから、事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の観点からも、支障となる要因は無いことから、事業実施が妥当であると判断した。</p>	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 () ()
	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div> ・ 要検討 ・ その他 () ()	
<p>(2) 要検討、その他の場合対応案</p>			

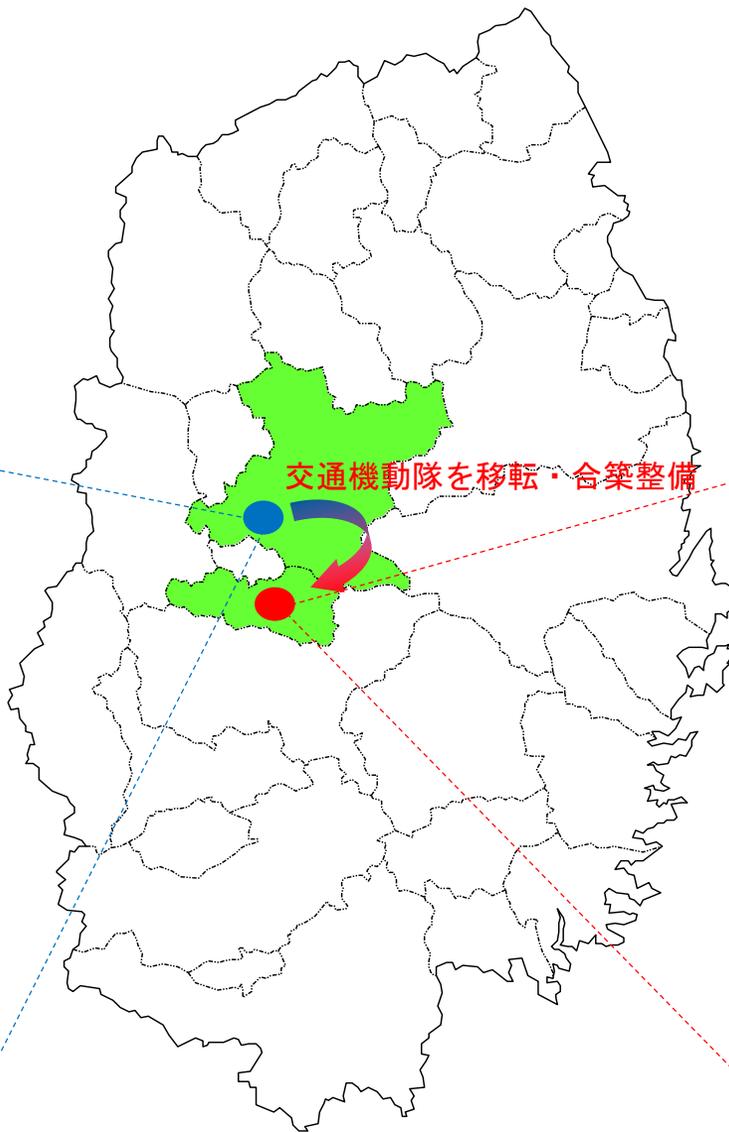
※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

紫波警察署庁舎等整備事業

紫波警察署等庁舎位置図

施設名：交通機動隊本隊
所在地：盛岡市東仙北一丁目12番18号
敷地面積：1,884.85㎡
延床面積：庁舎 416.66㎡
 車庫 72.00㎡
 倉庫 16.15㎡

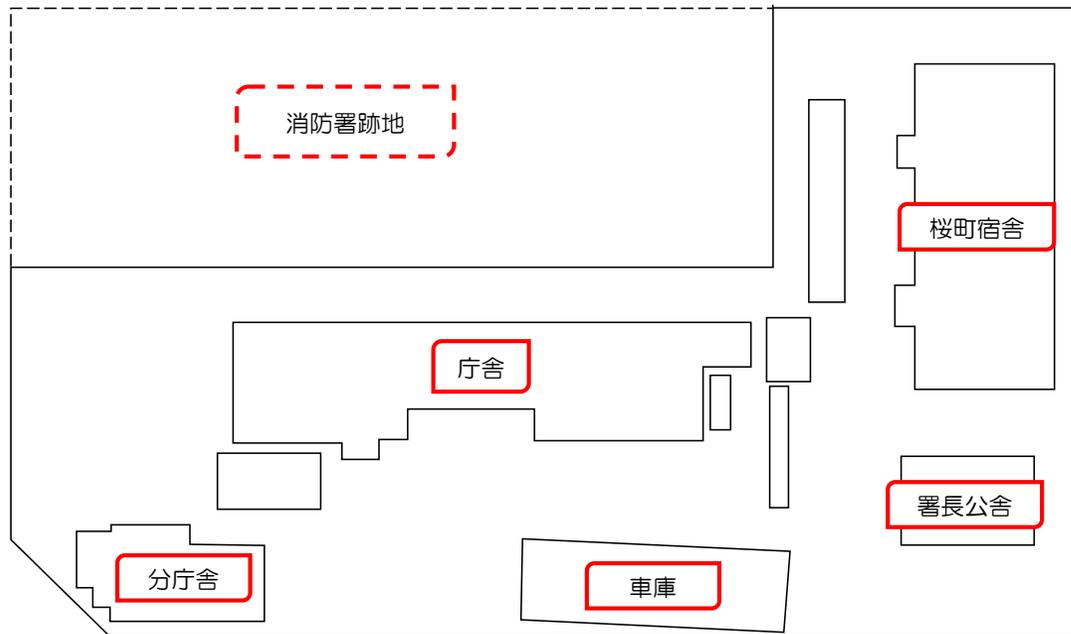


施設名：紫波警察署
所在地：紫波町桜町字大坪51番地2
敷地面積：5,728.94㎡(宿舍含む)
延床面積：庁舎 1,196.98㎡
 車庫 182.00㎡
 倉庫 23.18㎡
※ 庁舎面積には分庁舎・ポンプ室を含む



紫波警察署庁舎等整備事業

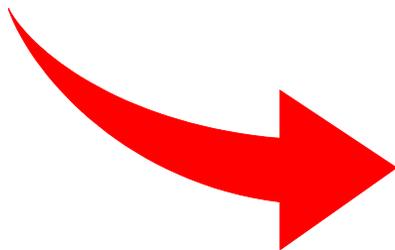
紫波警察署等庁舎配置図



○ 基本構想

- ・ 現庁舎を使用しながらの現地建替
 - ・ 消防署跡地購入及び同一敷地内宿舍・公舎解体により建築面積を確保
 - ・ 交通機動隊本隊を合築整備(敷地内に訓練スペースを整備)
 - ・ 警察署車庫2階に証拠品センター(※)を整備
- ※ 証拠品センター
刑事司法制度改正に伴う公訴時効撤廃等により長期保管を要する証拠品を保管管理するもの。

現在



新築後

